

2013年 3月5日

## JBS Newsletter

# 中国税務及び投資速報(抄訳) 2013年 2月

### Contents

#### 税務法規

1. 「総分支機構の試行納税者に係る増値税の計算・納付に関する暫定弁法」の発布に関する通達(財税[2012]84号)
2. 増値税の中央財政補助金に関する公告(国家税務総局公告[2013]3号)
3. その他の通達

#### 商務法規

#### 税関法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2013年2月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2013年 2月 1日 第2013005号
- ▶ 2013年 2月 8日 第2013006号
- ▶ 2013年 2月 22日 第2013007号

Japan Business Servicesグループで、2013年2月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税务及投资法规速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

### 1. 「総分支機構の試行納税者に係る増値税の計算・納付に関する暫定弁法」の発布に関する通達(財税[2012]84号)

#### 概要

交通運輸業及び一部の先進型サービス業に係る増値税改革(以下、「増値税改革」)の試行実施弁法(財税[2011]111号)及び現行の増値税関連規定に関連して、2012年12月31日、財政部及び国家税務総局は共同で財税[2012]84号(以下、「84号通達」)を公布した。84号通達の中では、総分支機構の試行納税者に係る増値税の計算・納付に関する暫定弁法(以下、「弁法」)を規定している。

弁法の主な内容については以下のとおりである。

#### 適用納税者

財政部及び国家税務総局により承認された総機構(本店)の試行納税者及び、その分支機構(支店)は弁法に基づき増値税を計算・納付する必要がある。

#### 増値税の計算・納付

総機構は、総機構及びその分支機構に発生した増値税対象役務(財政[2011]111号中の「対象役務範囲注釈」に列挙された業務、以下、「試行対象役務の提供」)の増値税額を一括して計算しなければならず、分支機構が提供した試行対象役務に関して納付した増値税及び営業税額を控除した後、総機構所在地に納付する。総機構及び試行・非試行地区に所在する分支機構が物品を販売するか、加工・修理・メンテナンス役務を提供する場合(以下、「物品の販売」)、増値税暫定条例及び関連規定に従い、増値税を申告・納付する。

試行納税者が試行対象役務を提供する場合の、一括計算する増値税の計算方法は、以下のとおりである。

項目	規定
売上高	<p>総機構において一括計算された増値税課税売上高は以下の2つの部分により構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 総機構及び試行地区に所在する分支機構による試行対象役務の提供に係る売上高。</li> <li>▶ 非試行地区に所在する分支機構による試行対象役務の提供に係る売上高。その計算式は以下のとおりである。</li> </ul> <p>売上高＝課税対象役務の販売額#÷(1＋増値税の適用税率##)</p> <p>#課税対象役務の販売額とは、非試行地区に所在する分支機構による試行対象役務の提供に係る販売額を指す。</p> <p>##増値税の適用税率とは、財税[2011]111号に規定された増値税の適用税率を指す。</p>
売上増値税額	<p>総機構において一括計算する売上増値税額は、上述規定による増値税課税売上高及び財税[2011]111号に規定された増値税税率に基づき計算する。</p>
仕入増値税額	<p>総機構が一括計算する仕入増値税額とは、総機構及びその分支機構が試行対象役務の提供のため、物品を購入するか、加工・修理・メンテナンス役務を受けた場合に負担する増値税額を指す。試行対象役務に列挙された業務以外で発生した仕入税額は一括計算することができない。</p>
試行地区に所在する分支機構の納付増値税額	<p>試行地区に所在する分支機構が試行対象役務を提供する場合の納付増値税額とは：</p> <p>納付増値税額＝増値税課税売上高×予徴率(暫定徴収率)*</p> <p>*予徴率とは、財政部及び国家税務総局より規定され、適時に調整される。</p>
非試行地区に所在する分支機構の納付営業税額	<p>非試行地区に所在する分支機構が試行対象役務を提供する場合、現行の規定に従い、営業税を申告・納付する。</p>
分支機構が納付した増値税・営業税の控除	<p>分支機構が当期内に提供した試行対象役務に係る納付済み増値税及び営業税額は当期の総機構の納付増値税額から控除でき、当期に控除しきれない部分については次期に繰越し、控除することができる。</p>

## 他の規定

総機構及び試行地区に所在する分支機構に対する、その他の増値税関連事項は、財税[2011]111号及び他の増値税の関連政策に従う。総分支機構の試行納税者に係る増値税の具体的な管理弁法は国家税務総局により別途に制定される。

## 所見

上海市、北京市及び広東省等の9つの省・市での増値税改革試行の展開以降、試行納税者の総分支機構が試行対象役務を提供する場合、異なる流通税(増値税或いは営業税)を納付するケースが生じる。84号通達は、試行期間に生じる問題を解決するために定められ、試行納税者は、総機構及びその分支機構が提供する試行対象役務に対し、納付増値税額を一括計算・納付することが可能となる。84号通達はまた増値税額の具体的な計算方法を規定している。

しかし、以下に列挙する未確定の問題に関して、更なる説明及び指導が必要と考えられる。

- ▶ 84号通達に係る関連税務機関への実務上のガイドラインの制定が望まれる。
- ▶ 84号通達では弁法の施行日が明確に定められていない。
- ▶ 当該弁法の発効日は総機構所在地が増値税改革試行範囲に入る日まで遡及される場合、一部の試行納税者は弁法に規定された増値税政策を適用するため、過去期間において、増値税を超過納付した可能性が生じる。しかし、超過して納付された増値税(及びそれによる超過課税の地方税金・費用附加)に関して、税額の還付を請求できるか否か、如何に税額の還付を申請するか、また、将来期間において納付増値税額(及び地方税金・費用附加)を控除できるかについては、当該弁法では明らかにされていない。
- ▶ 当該弁法により、総機構試行納税者及び試行地区に所在する分支機構は別々に試行対象役務の提供及び物品の販売に関する増値税課税額を計算しなければならない。しかし、試行対象役務の提供に係る仕入増値税額が同一期間の物品の販売により生じた未納増値税額から控除できるか否か、如何に控除するかに関しては、当該弁法では明らかにされていない。また、同一期間の物品の仕入に係る仕入増値税額が同一期間の試行対象役務の提供による収入に係る未納増値税額から控除できるか否か、如何に控除するかに関しても同様に不明である。
- ▶ 当該弁法により、総機構が一括計算する仕入税額には、非試行地区に所在する分支機構が試行対象役務を提供するために購入した物品に係る増値税額、加工・修理・メンテナンス役務を受けた場合に負担する増値税額を含む。しかし、どの機構(総機構或いは非試行地区に所在する分支機構)が専用発票を取得し、また、関連発票の認証を行い、仕入税額を控除するための申告を行うかに関しては、当該弁法では明らかにされていない。
- ▶ 当該弁法により、試行地区に所在する分支機構は予徴率にて増値税を計算・納付する必要がある。しかし、一部の航空関連企業が1%の予徴率を適用する以外、他の企業が適用する予徴率は当該弁法では明らかにされていない。財政部及び国家税務総局により今後確定されることが期待される。

総分支機構試行納税者は財84号通達を確認して、総分支機構の納付増値税額を一括計算する場合に、関連規定を正しく適用しなければならない。将来的に増値税改革の試行地区の拡大が見込まれる中、非試行地区に所在する総分支機構試行納税者であっても、迅速に関連増値税政策を理解することが望まれる。84号通達では、国家税務総局により84号通達に関する具体的な管理弁法を制定することが言及されている。よって、総分支機構納税者は関連政策の今後の展開に留意しなければならない。不明点がある場合、適宜税務の専門家へ問い合わせるか、所轄税務局へ確認することが望まれる。

## 2. 増値税の中央財政補助金に関する公告(国家税務総局公告[2013]3号)

### 概要

2013年1月8日、国家税務総局は国家税務総局公告[2013]3号(以下、「3号通達」)を公布した。現行の増値税政策に従い、納税者が取得する中央財政補助金については、増値税課税収入に含めず、増値税を徴収しないことが明確に規定された。

実施日は2013年2月1日である。過去に発生した未処理の事項に対しても適用される。

### 所見

3号通達は、納税者の多種類の中央財政補助金(再生可能エネルギーに係る開発・利用の促進、新エネルギーの支持及び、高効率省エネ等の製品使用の普及に用いる中央財政補助金)に関する増値税の処理を明確にした。実務上、中央財政補助金は製品の売り手に直接支払われるか、製品の買手を通して売り手に転化することができる。後者の方法では、中央財政補助金は買手から売り手への支払代金(原価)の一部として考慮される。つまり、買手が実際に支払う価格から中央財政補助金を控除した後の差額が買手の原価となる。現行の増値税政策に従い、中央財政補助金に関する増値税は徴収されず、増値税の課税売上高は原価から中央財政補助金を控除した後の残額である。

一般的に言えば、企業は政府部門の批准をもって各種類の財政上の恩典を獲得することができる。企業が専門的に特定業界に従事することにより補助金を取得した場合、一定条件(例えば、企業は補助金及び関連支出を単独に計算できる等の条件)を満たすことで、当該補助金は非課税収入として扱われ、企業所得税は課税されない。専門用途のための財政上の恩典に係る企業所得税の処理(財税[2011]70号)にも規定されているように、企業は専門用途の財政上の恩典を取得する場合、一定の条件を満たす場合には非課税収入とする。一方、上述の非課税収入を支出に回したことによる費用及び、その支出により形成される資産、及びその償却額は損金として算入できない。

## 3. その他の通達

- ▶ 直接販売を行う企業の売上増値税額の確定に関する通達(国家税務総局公告[2013]5号)
- ▶ 深圳市人民政府による前海深圳・香港現代サービス産業合作区(前海合作区)における高技能を有する人材等へ支払われる給与に対する個人所得税財政補助に関する通達(深府[2012]143号)
- ▶ 広東省財政部による珠海市横琴新区で勤務を行う香港居住者およびマカオ居住者の個人所得税財政補助に関する通達(粵財法[2012]93号)

## 商務法規

- ▶ 収入分配制度改革に関する通達(国発[2013]6号)
- ▶ 収入分配制度改革のための主要業務に関する通達(国弁函[2013]36号)
- ▶ 海外上場に対する外貨管理に関する通達(汇発[2013]5号)

## 税関法規

- ▶ 2013年版中華人民共和国関税率表に関する通達(税関総署公告[2013]5号)

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

<b>北京</b>			舟本 孝史	監査	
			takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
高浜 学	税務・移転価格		三井 貴子	監査	
manabu.takahama@cn.ey.com		+86-10-5815-2834	mitsui.takako@cn.ey.com		+86-21-2228-4412
小谷 将也	監査		金杉 喜文	監査	
masaya.kotani@cn.ey.com		+86-10-5815-3350	takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
天野 智博	監査		岡本 卓也	監査	
chihiro.amano@cn.ey.com		+86-10-5815-2225	takuya.okamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-6466
平澤 尚子	税務・移転価格		篠崎 洋樹	税務	
naoko.hirasawa@cn.ey.com		+86-10-5815-2115	hiroki.shinozaki@cn.ey.com		+86-21-2228-3029
<b>大連</b>			久保田 順一	M&A	
			junichi.kubota@cn.ey.com		+86-21-2228-4749
佐々木 大	監査		<b>広州</b>		
dai.sasaki@cn.ey.com		+86-411-8252-8999	長内 幸浩	監査	
<b>天津</b>			yukihiro.osanai@cn.ey.com		+86-20-2881-2675
町田 太郎	税務・移転価格		冨永 和晃	税務	
taro.machida@cn.ey.com		+86-22-5819-3583	kazuaki.tominaga@cn.ey.com		+86-20-2838-1456
<b>上海</b>			内野 健志	監査	
木村 修	監査		takeshi.uchino@cn.ey.com		+86-20-2881-2720
yoshimi.kimura@cn.ey.com		+86-21-2228-3003	<b>深圳</b>		
坂出 加奈	税務・移転価格		小林 秀誉	監査	
kana.sakaide@cn.ey.com		+86-21-2228-2289	hidetaka.kobayashi@cn.ey.com		+86-755-2502-8101
高橋 臣一	監査		玉城 正勝	監査	
shinichi.takahashi@cn.ey.com		+86-21-2228-2740	masa.tamashiro@cn.ey.com		+86-755-2502-8192
江 海峰	金融				
alex.jiang@cn.ey.com		+86-21-2228-2963			
顧 崢	監査				
sharry.gu@cn.ey.com		+86-21-2228-2367			

## 香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902
水永 真太郎	金融	
shintaro.mizunaga@hk.ey.com		+852-2849-9395

## 東京

### 新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

### 新日本有限責任監査法人 マーケッツ本部JBS部

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
中村 精潤	中国ビジネス一般	
nakamura-kyhr@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
松原 充哉	中国ビジネス一般	
matsubara-mtsy@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で167,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなること、が業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

### 中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2013 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no.03002680

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china